

室蘭工業大学における研究費の不正使用防止計画

令和4年10月4日

研究不正防止委員会決定

室蘭工業大学における研究費の適正な使用を徹底し、不正使用の発生を防止するため、最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、次のとおり室蘭工業大学における研究費の不正使用防止計画を策定する。

なお、不正防止計画の策定にあたっては、把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化及び適正化を図るものとする。

不正を発生させる要因・事例	不正使用防止計画
ルールと実態の乖離（発注権限のない研究者による発注、例外処理の常態化など。）。	ルールの全体像を体系化し、公的研究費の運営管理に関わる構成員に分かりやすい形で周知する。
決裁手続が複雑で責任の所在が不明確。	職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。
予算執行の特定の時期への偏り。	予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
業者に対する未払い問題の発生。	発注及び検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築及び運営し、運用する。
公的研究費が集中している、又は新たに大型の公的研究費を獲得した部局及び研究室。	正当な理由により、研究費の執行が当初計画より遅れる場合等においては、繰越制度の積極的活用等、ルールそのものが内蔵する弾力性を利用した対応を行う。また、研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知徹底する。
取引に対するチェックが不十分（事務部門の取引記録の管理や業者の選定情報の管理が不十分。）。	不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定め、本学の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の

	取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。
同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏り。	不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。
データベース、プログラム、デジタルコンテンツ作成、機器の保守及び点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分。	特殊な役務（データベース、プログラム、デジタルコンテンツ開発作成及び機器の保守点検など。）に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。
検収業務やモニタリング等の形骸化（受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など。）。	書面によるチェックを行う場合、形式的な書類の照合ではなく、ルールや研究内容等との整合性を確認するように実施し、必要に応じて照会や現物確認を行う。
業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用。	過去に業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などによる不正が認められた場合においては、それらを防止するための具体的な対策（例：業者の入出構管理、納品物品へのマーキング、シリアル番号の付記など。）を講じるものとする。
非常勤職員の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せ。	非常勤職員の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。
出張の事実確認等が行える手続が不十分（二重払いのチェックなど。）。	研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握及び確認できる体制とする。
個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境（特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど。）や、牽制が効きづらい研究環境（発注及び検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究室など。）。	発注及び検収業務を含む物品調達に係るチェックシステムは、不正の防止と研究の円滑かつ効率的な遂行を両立させるよう配慮する。また、検収業務についても、上下関係を有する同一研究室及びグループ内での検収の実施などは避け、発注者の影響を完全に排除した実質的なチェックが行われるようにするものとする。